

# 大月市 第3期障害福祉計画

## 【平成24年度～26年度】

(素案)

大 月 市

# \*\*\* 目 次 \*\*\*

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・法的位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 障害のある人の現状	4
(1) 各手帳の交付状況	4
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	5
(3) 療育手帳所持者の状況	7
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	8
(5) 就園・就学・就労の状況	9
第3章 計画の基本方針	13
1 計画の基本的な考え方	13
(1) 計画の基本理念	13
(2) 基盤整備に関する基本的な視点	14
2 平成26年度の数値目標	15
(1) 施設入所者の地域生活への移行	15
(2) 福祉施設から一般就労への移行	16
(3) 就労支援事業の推進	17
第4章 計画の内容	18
1 障害福祉サービス等の見込み量と今後の方策	18
(1) 訪問系サービス	18
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	30
(4) 相談支援	33
2 地域生活支援事業の見込み量と今後の方策	35
(1) 地域生活支援事業の概要	35
(2) 必須事業	36
(3) その他の事業	42
第5章 計画の推進に向けて	47
1 障害福祉サービス等の円滑な利用のための方策	47
2 進捗状況の管理と評価	49

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法\*に規定された「大月市 第2次障害者福祉計画（平成14年度策定）」と、障害者自立支援法\*に規定された「大月市 第2期障害福祉計画（平成20年度策定）」の両計画に基づいて、“ともに生きる喜びを共有できるまち・おおつき”を基本テーマにして、障害のある人の自立と社会参加の促進や、障害福祉サービスの充実など、様々な障害者施策を推進しています。

今回、「大月市 第2期障害福祉計画」の見直し時期であることを受け、平成24年度から平成26年度の3か年を計画期間とし、新サービス体系移行後の新たな障害福祉サービスの整備計画として「大月市 第3期障害福祉計画」を策定するものです。

ただし、計画期間の途中において、障害者総合福祉法\*（仮称）が制定された場合、計画見直しとなる可能性があること等を踏まえ、第3期計画の策定にあたっての基本的な考え方は、第2期計画の考え方を踏襲するものとします。

### 【障害者自立支援法 第88条（市町村障害福祉計画）】 <平成24年4月1日施行>

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（以下省略）

\*障害者基本法：障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。

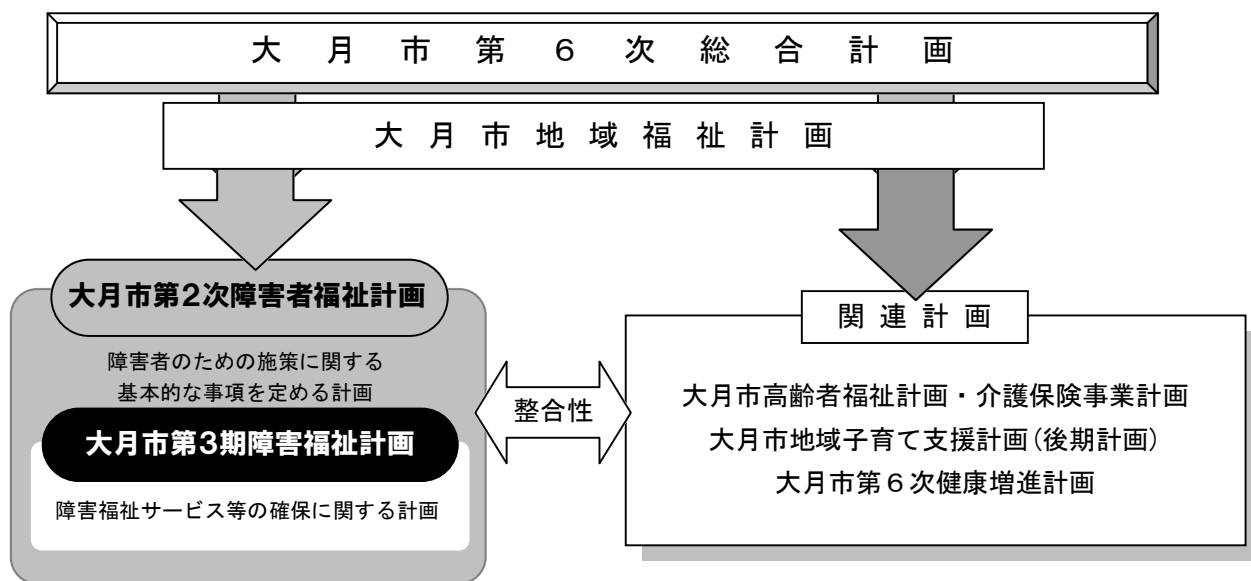
\*障害者自立支援法：障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとなった。旧来の「支援費制度」の課題点を解決するとともに、ノーマライゼーションの理念によりいっそう近づくために制定された法律。

\*障害者総合福祉法（仮称）：平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年6月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議で決定。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が行われており、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成25年8月までの施行を目指すこととされている。

## 2 計画の性格・法的位置づけ

「大月市 第2次障害者福祉計画（平成14年度策定：計画期間10年間）」は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定めた計画です。

「大月市 第3期障害福祉計画（平成23年度策定：計画期間3年間）」は、障害者自立支援法第88条に基づき、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、「大月市 第2次障害者福祉計画」に掲げる“生活支援”に向けた障害福祉サービスに関する3年間の『実施計画』として位置づけられます。

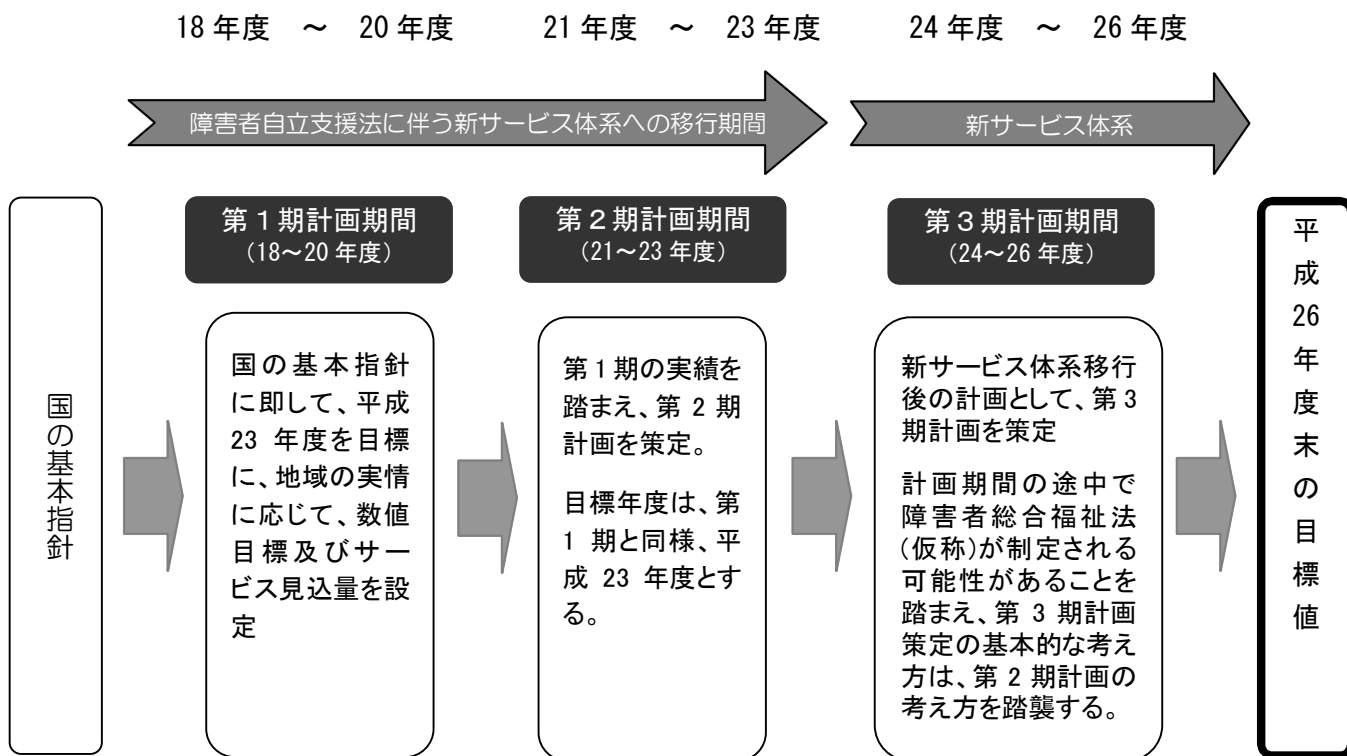


	大月市 第2次障害者福祉計画	大月市 第3期障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 (平成23年8月5日改正)	障害者自立支援法 第88条 (平成23年8月30日改正)
位置づけ	障害者のための施策に関する 基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画の内容	<p>【基本テーマ】 ともに生きる喜びを共有できるまち・おおつき</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心と自立を支える やさしさのまちづくり</li> <li>② 地域でともに暮らす支えあいのまちづくり</li> <li>③ 個性を伸ばす のびやかなまちづくり</li> </ul> <p>* 基本目標別に体系化し、“主要施策”を記載</p>	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重</li> <li>② 障害福祉サービスの仕組みの統一と 3 障害の制度の一元化</li> <li>③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応した サービス提供体制の整備</li> </ul> <p>【基本的な視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 希望する障害者に必要なサービスを保障</li> <li>② グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院 から地域生活への移行を促進</li> <li>③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進</li> </ul> <p>* サービス別に平成26年度までの見込み量と 確保のための方策を記載</p>

### 3 計画の期間

「大月市 第3期障害福祉計画」は、国の基本指針に即して、旧法施設が新体系の施設への移行期限である平成23年度までの実績を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

#### 【計画の期間】



## 第2章 障害のある人の現状

### (1) 各手帳の交付状況

大月市の平成22年度末における障害者手帳の所持者総数は1,703人で、その内訳は、身体障害者手帳所持者が1,249人(73.3%)、療育手帳所持者が254人(14.9%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が200人(11.7%)となっています。

平成18年度以降の推移をみると、人口総数は年々減少しており、平成18年度と比較すると、2,200人減少(7.2ポイント減)しています。これに対し、障害者手帳の所持者は、いずれの障害においても増加し続けており、平成18年度と比較した場合、3障害で133人増加(8.5ポイント増)となっています。

また、人口総数に対する比率の推移でみると、平成22年度では6.01%まで上昇しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者は、人口総数に対する割合は低いものの、この4年間で30.7ポイント増となっています。

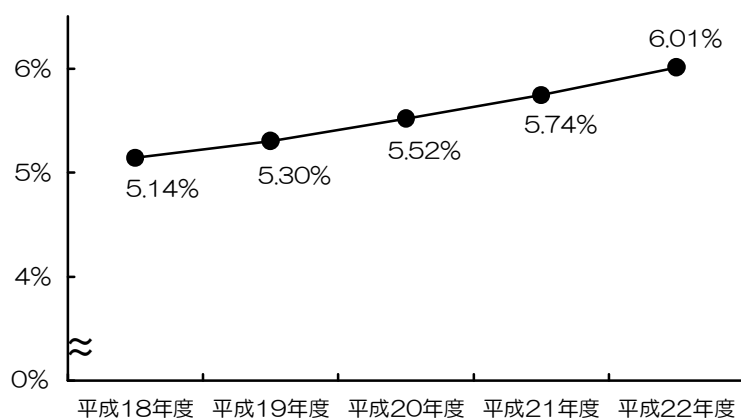
高齢者社会の進展に伴い、今後も障害者手帳の所持者は増加していくことが想定されます。

【表1-1 人口および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移】

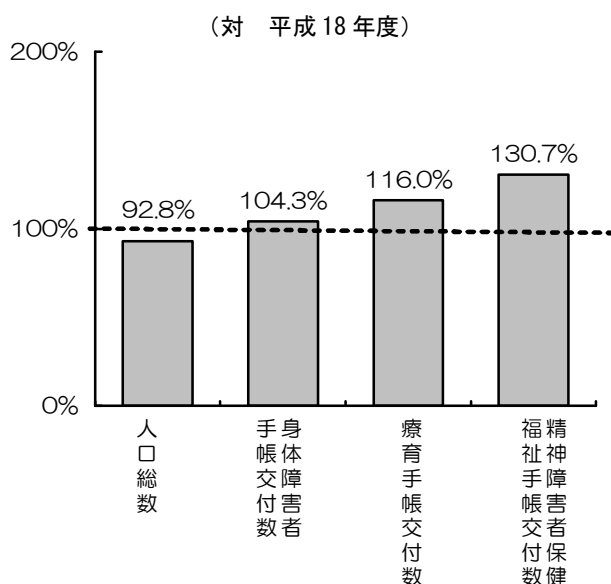
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成18年度との比較
人口総数 (人)	30,526	29,956	29,494	28,895	28,326	92.8%
身体障害者手帳数 (件)	1,198	1,205	1,223	1,227	1,249	104.3%
人口総数に対する比率	3.92%	4.02%	4.15%	4.25%	4.41%	—
療育手帳数 (件)	219	224	235	247	254	116.0%
人口総数に対する比率	0.72%	0.75%	0.80%	0.85%	0.90%	—
精神障害者保健福祉手帳数(件)	153	160	170	186	200	130.7%
人口総数に対する比率	0.50%	0.53%	0.58%	0.64%	0.71%	—
障害者総数(件)	1,570	1,589	1,628	1,660	1,703	108.5%
人口総数に対する比率	5.14%	5.30%	5.52%	5.74%	6.01%	—

資料：福祉課(年度末現在)

【図1-1 人口総数に対する障害者比率の推移】



【図1-2 人口総数及び各手帳交付数の比較】



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の交付件数は増加し続けており、平成18年度と平成23年度を比較してみると51人増加(4.3ポイント増)となっています。(【表1-1】参照)

障害の種類別にみると、「肢体不自由」と「内部障害」で増加しており、特に「内部障害」では44人増と、増加幅の大半を占めています。そのため、構成比でも、「内部障害」のみ占める割合が年々高くなっており、糖尿病や心臓疾患など、内部障害の原因となる疾病にかかる人が増えていることが伺えます。

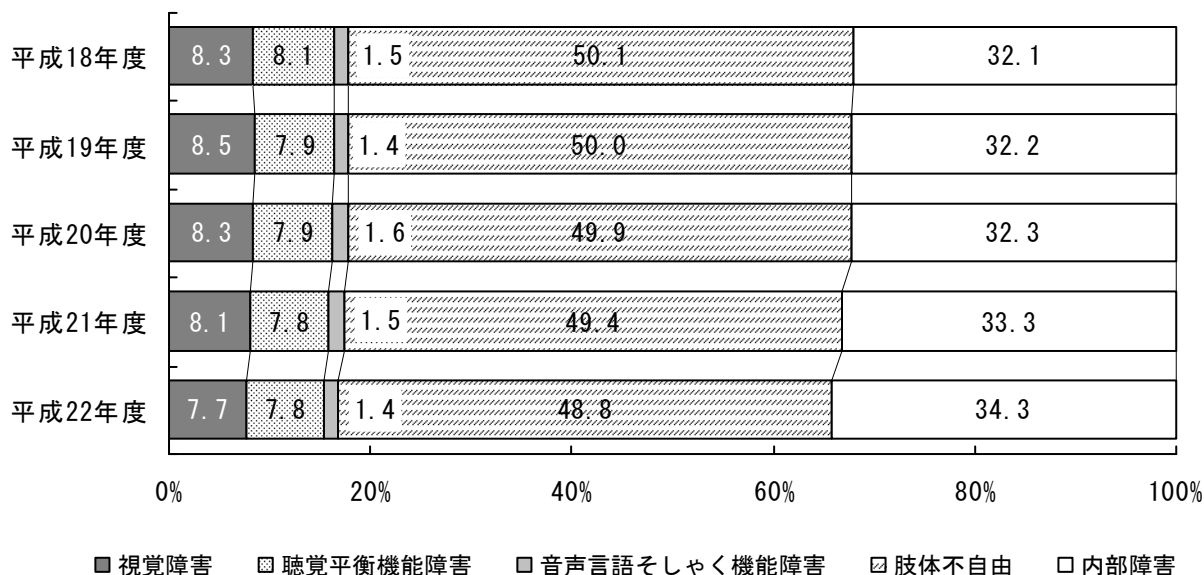
【表2-1 障害種類別 身体障害者手帳の交付状況】

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障害	99	102	102	99	96
聴覚平衡機能障害	97	95	97	96	97
音声言語そしゃく機能障害	18	17	19	18	18
肢体不自由	600	603	610	606	610
内部障害	384	388	395	408	428
計	1,198	1,205	1,223	1,227	1,249

資料:福祉課(年度末現在)

【図2-1 障害種類別 構成比の推移】



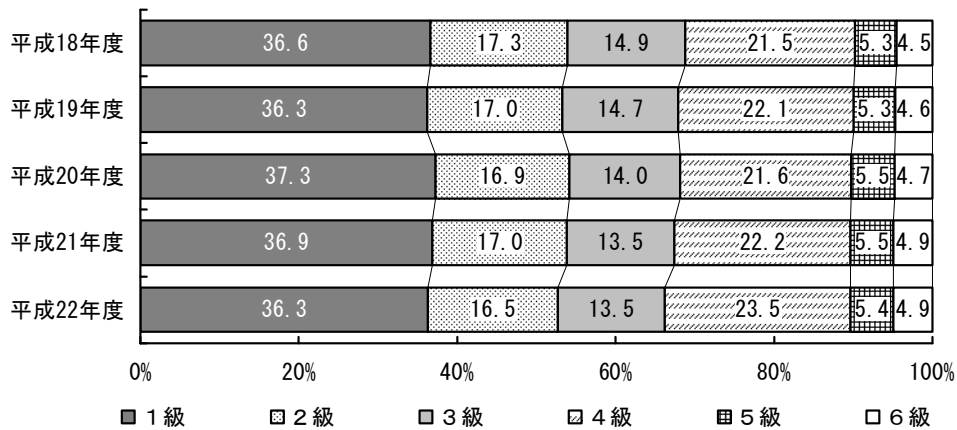
程度別にみると、「1級」と「2級」の重度の方が半数以上を占めています。特に「1級」の割合が3割後半で推移しており、平成22年度では36.3%となっています。

【表2-2 等級別 身体障害者手帳の交付状況】 (人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	439	437	456	453	453
2級	207	205	207	208	206
3級	178	177	171	166	168
4級	257	266	264	273	293
5級	63	64	67	67	68
6級	54	56	58	60	61
合計	1,198	1,205	1,223	1,227	1,249

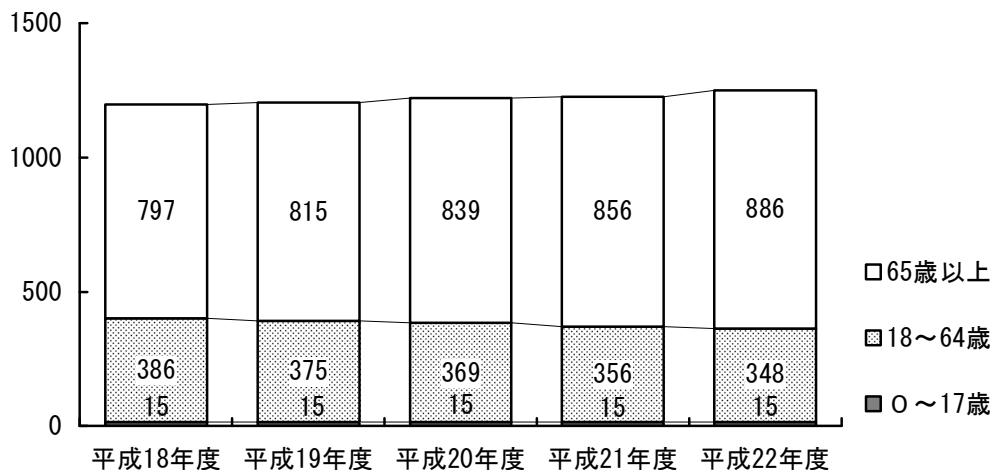
資料: 福祉課(年度末現在)

【図2-2 等級別 構成比の推移】



年齢層別にみると、65歳以上のみで増加し続けており、身体障害者の高齢化が顕著に表れています。

【図2-3 年齢層別 身体障害者手帳所持者数の推移】 (人)



### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の交付件数も増加し続けています。平成18年度と平成23年度を比較してみると35人増加(16.0ポイント増)となっています。(【表1-1】参照)

程度別にみると、「最重度・重度のA」、「中度・軽度のB」ともに増加しています。特に「中度・軽度のB」の増加幅が大きく、平成22年度では、ほぼ半数ずつとなっています。

【表3-1 程度別 療育手帳交付状況】

(人)

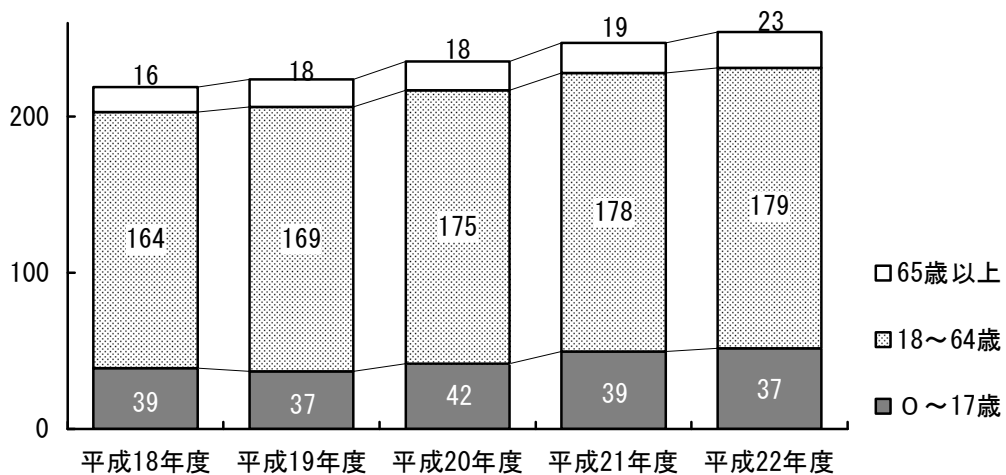
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A(最重度・重度)	117	116	124	127	128
B(中度・軽度)	102	108	111	120	126
手帳所持者合計	219	224	235	247	254

資料:福祉課(年度末現在)

年齢層別にみると、いずれの年齢層も微増傾向ですが、18~64歳が大半を占めています。

【図3-1 年齢層別 療育手帳所持者数の推移】

(人)



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付件数も増加し続けています。平成18年度と平成23年度を比較してみると47人増加(30.7ポイント増)となっています。(【表1-1】参照)

程度別にみると、特に2級が著しい増加しています。

【表4-1 程度別 精神障害者保健福祉手帳交付状況】

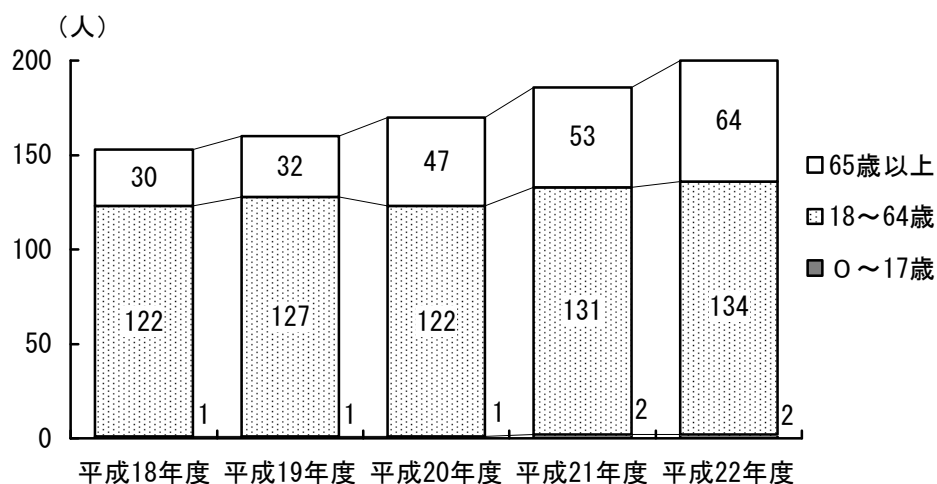
(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	48	48	46	46	45
2級	83	90	105	120	133
3級	22	22	19	20	22
手帳所持者合計	153	160	170	186	200

資料:福祉課(年度末現在)

年齢別にみると、18歳～64歳が大半を占めているものの、65歳以上で精神障害者保健福祉手帳を交付する人が急増しています。

【図4-1 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



## (5) 就園・就学・就労の状況

保育所の在籍児数は年々減少しています。障害のある児童については、公立・私立を合わせると、平成21年度と22年度は2人、23年度に3人となっています。また、加配保育士については、障害のある児童数に合わせて配属されています。

【表5-1 保育所における障害児の在籍状況】

(人)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
在籍児数 (人)	3歳未満	35 (71)	32 (63)	37 (67)	1 (10)	31 (64)
	3歳	40 (54)	34 (52)	28 (52)	68 (40)	29 (41)
	4歳以上	85 (108)	88 (107)	86 (117)	64 (116)	69 (104)
	計	160 (233)	154 (222)	151 (236)	133 (166)	129 (209)
在籍障害児数(人)	3歳未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	3歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	4歳以上	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (2)	0 (2)
	計	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (2)	1 (2)
加配保育士数(人)	3歳未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	3歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)
	4歳以上	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (2)
	計	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (2)	1 (2)

\* 左側の数字は公立保育園(初狩・富浜・瀬戸)の3園

( )内は私立保育園(真木・大月・ふたば)の3園

資料:福祉課(各年度5月1日現在)

幼稚園における障害のある児童は、平成21年度と平成22年度では在籍していませんでしたが、平成23年度は1人在籍しています。加配教諭数については、この5年間、配属されていません。

【表5-2 幼稚園における障害児の在籍状況】

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
在籍児数 (人)	4歳	89	99	74	84	87
	5歳	111	95	104	75	91
	計	200	194	178	159	178
在籍障害児数(人)	4歳	0	1	0	0	1
	5歳	1	0	0	0	0
	計	1	1	0	0	1
加配教諭数 (人)	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

小学校における特別支援学級の状況は、児童数は18人～25人で増減を繰り返していますが、設置校数・学級数はやや減少傾向にあります。

また、中学校における特別支援学級の状況は、生徒数は6人～10人で推移しており、平成23年度では、設置校数が3校（3クラス）で生徒数は7人となっています。

【表5-3 特別支援学級の状況（小学校）】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置校数（校）	11	9	9	7	6
学級数（級）	13	11	11	9	8
児童数（人）	24	18	21	25	22

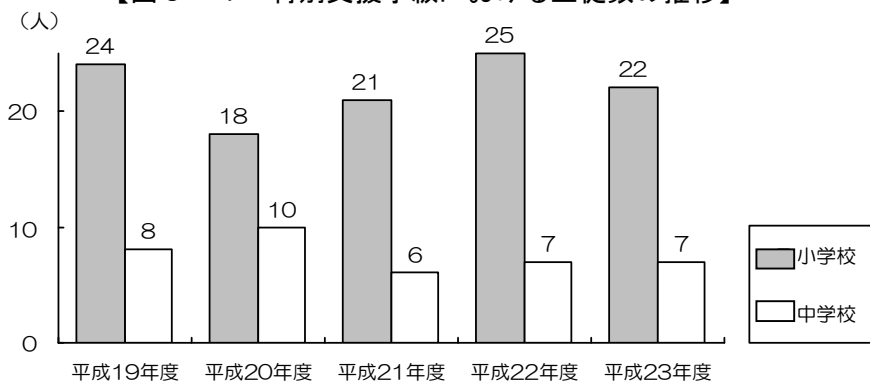
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

【表5-4 特別支援学級の状況（中学校）】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置校数（校）	4	2	3	4	3
学級数（級）	4	3	3	4	3
生徒数（人）	8	10	6	7	7

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

【図5-1 特別支援学級における生徒数の推移】



通常学級において一部特別な対応を要する通級指導教室の児童数は、平成 21 年度以降、2 年連続で微減しており、平成 23 年度では 35 人となっています。

【表 5-5 通級指導教室の状況（小学校）】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童数 (人)	39	34	38	37	35

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

県立やまびこ支援学校及び他の支援学校に入学した大月市の児童・生徒数は、平成 20 年度と平成 21 年度は 2 桁でやや多く、その他の年度は 7～8 人で推移しています。

【表 5-6 支援学校の入学者状況】

(人)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	やまびこ 支援学校	他の 支援学校	やまびこ 支援学校	他の 支援学校	やまびこ 支援学校	他の 支援学校	やまびこ 支援学校	他の 支援学校	やまびこ 支援学校	他の 支援学校
幼稚部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学部	3	0	3	0	0	1	3	0	0	0
中学部	3	0	5	0	3	0	3	0	1	0
高等部	2	0	4	1	5	2	2	0	6	0
計	8	0	12	1	8	3	8	0	7	0
合計	8		13		11		8		7	

資料:県立支援学校(各年度 大月市入学者数)

県立やまびこ支援学校に在席している大月市の児童・生徒数は、平成 22 年度においては 34 人とやや多くなっていますが、その他の年度は概ね 30 人弱の人数で推移しています。

【表 5-7 県立やまびこ支援学校の在学者状況】

(人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
幼稚部	—	—	—	—	—
小学部	5	7	6	10	10
中学部	9	11	10	11	6
高等部	11	9	11	13	13
計	25	27	27	34	29

資料:県立やまびこ支援学校(各年度5月1日現在 大月市在学者数)

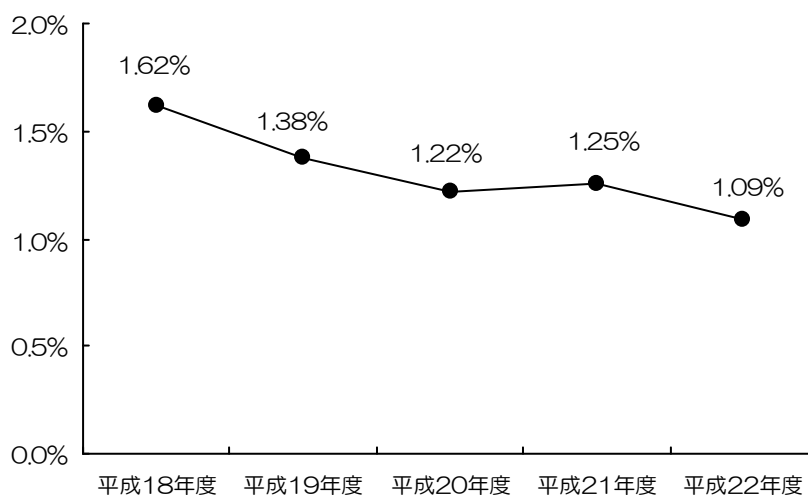
近年の市職員における障害のある人の雇用状況でみると、平成 19 年度以降、職員全体の人数は減少していますが、身体障害者の雇用人数も減少しています。一方、知的障害者の雇用については、この 5 年間に雇用された人はいません。行政機関における法定雇用率は 2.1%ですが、本市ではそれを下回る割合で推移しています。

【表 5-8 市職員の障害者雇用状況】

	算定基礎 労働者数(人)	障害者雇用人数(人)		雇用率 (%)
		身体障害者	知的障害者	
平成18年度	494	8	0	1.62%
平成19年度	509	7	0	1.38%
平成20年度	493	6	0	1.22%
平成21年度	479	6	0	1.25%
平成22年度	459	5	0	1.09%

資料:秘書広報課(年度末)

【図 5-2 市の職員における障害者雇用率の推移】



ハローワークにおける障害のある人の求人状況は、平成 23 年 7 月 31 日現在、就職件数は精神障害者の 1 件のみとなっています。また、就職している人数は、身体障害者で 38 人、知的障害者で 34 人、精神障害者で 12 人となっています。

【表 5-9 障害のある人の求人状況】 (人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
新規求職申込数	1	0	2
就職件数	0	0	1
新規登録者数	1	0	1
有効求職者数	46	18	34
就職中の者	38	34	12
保留中の者	4	1	2

資料:ハローワーク大月(平成23年7月31日現在)

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の基本理念

障害者自立支援法や国の障害福祉計画の基本指針において大幅な変更がなかったことを受け、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえて掲げた第1期計画及び第2期計画の基本理念を、第3期計画においても踏襲することとします。

#### ① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

“障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる”という考えのもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、障害のある人の自己決定と自己選択を尊重します。

#### ② 障害福祉サービスの仕組みの統一と3障害の制度の一元化

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害のある人が障害種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図るとともに、県の広域的な事業や適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のあるサービス水準の均一化を図ります。

#### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行や就労支援といった重要な課題に対応するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO\*等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

\*NPO：Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない市民活動などのことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待される。また、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて、法人格を取得した組織を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

## (2) 基盤整備に関する基本的な視点

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、上記の基本的理念を踏まえて、以下の目的に基づいて、平成 26 年度の目標値を設定します。さらに、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めます。

### ① 必要な訪問系サービスを提供

身体障害、知的障害、精神障害等の障害のある人すべてに対して、共通の制度のもとで、一元的にサービス提供していくことで、地域で生活していくために必要な訪問系サービスの充実を図ります。

### ② 障害のある人に希望する日中活動系サービスの提供

福祉施設やサービス提供事業所の新体系への移行等を推進することにより、希望する障害のある人等に日中活動系サービスを提供するよう図ります。

### ③ 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労継続支援等の推進により、福祉的就労\*の場を関係機関との連携のうえ、働きかけます。

\*福祉的就労：一般企業などで就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

## 2 平成 26 年度の数値目標

本計画では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが大きな目標となっています。その観点に基づいて、平成 26 年度を目標年度として、以下に掲げる 3 項目について、それぞれ数値目標を設定します。

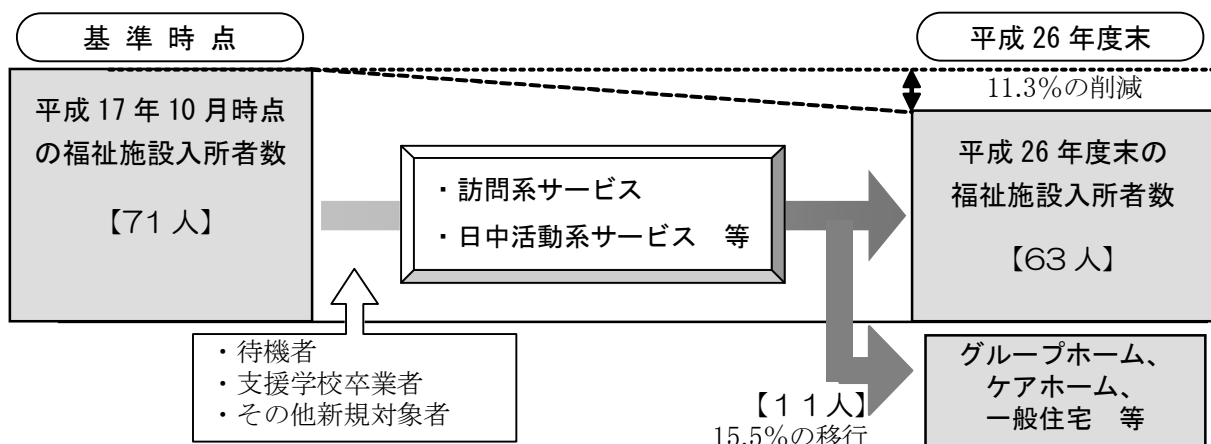
数値目標については、国及び山梨県の基本方針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定しています。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第 1 期計画策定時の平成 17 年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、日中活動系サービス等を利用して、グループホーム（GH）やケアホーム（CH）、一般住宅等に移行する人を見込んで、平成 26 年度末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

国の指針では、“平成 17 年 10 月時点の入所者数の 1 割以上の削減”を基本目標としています。本市においては、平成 17 年 10 月 1 日現在、福祉施設に入所している人は 71 人となっており、目標年度である平成 26 年度末までには 11 人が地域生活に移行する（移行率＝15%）とともに、福祉施設の入所者も 8 人削減した 63 人（削減率＝11%）にすることを目指します。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期計画策定時点での入所者数 (A)	71 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
平成 26 年度入所者数 (B)	63 人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む
【目 標 値】 削減見込 (A - B)	8 人 (11.3)	差引減少見込数
【目 標 値】 地 域 生 活 移 行 数	11 人 (15.5)	平成 26 年度末までに施設から地域移行する者の数

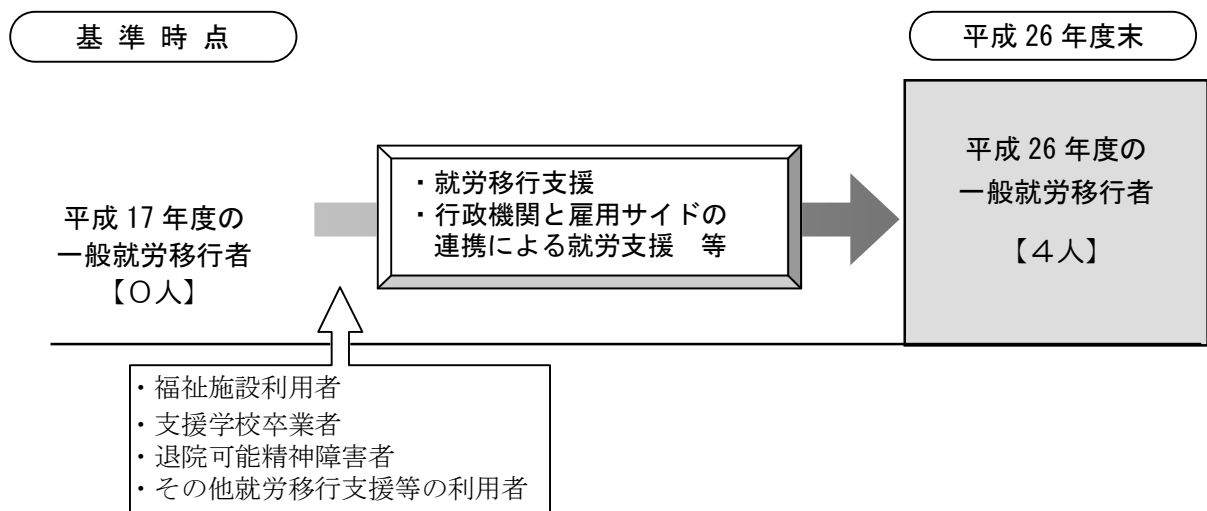


## (2) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します

国・県の指針では、第 1 期計画策定時の平成 17 年度の移行者実績の 4 倍以上を目標としています。本市における平成 17 年度実績はありませんでしたが、公共職業安定所や福祉施設等との連携のもとで、就労移行支援等の充実を図り、平成 26 年度において 4 人の福祉施設利用者が一般就労に移行できることを目指します。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期計画策定時点の年間 一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目 標 値】 平成 26 年度の年間 一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数



### (3) 就労支援事業の推進

就労支援事業の推進を図るため、就労移行支援事業及び就労継続支援を通じて、平成26年度末における就労支援利用者に関する数値目標を2項目設定します。

1つ目は、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数を8人以上にすることを目指します。

2つ目は、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援事業(A型\*)の利用者の割合を1割以上にすることを目指します。

#### <就労移行支援事業の利用者数>

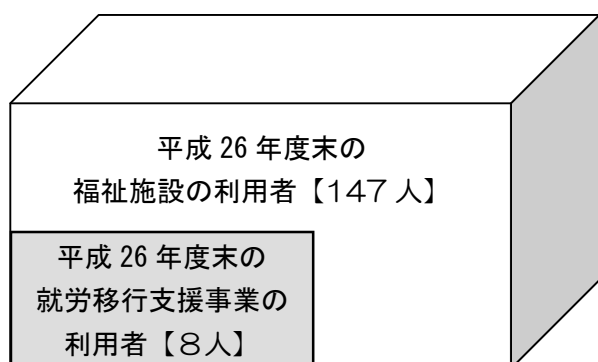
項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設*利用者数	147人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	8人 (5.4%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※ 福祉施設＝生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

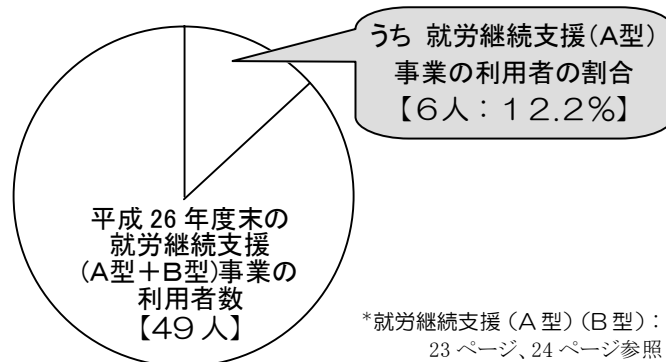
#### <就労継続支援(A型\*)事業の利用者の割合>

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者数(a)	6人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型*)事業の利用者数	43人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数(b)	49人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 (b)／(a)	12.2%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の数

平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数



平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合



\*就労継続支援(A型)(B型)：  
23ページ、24ページ参照

## 第4章 計画の内容

### 1 障害福祉サービス等の見込み量と今後の方策

#### (1) 訪問系サービス

見込量の考え方：平成 22 年度実績と平成 23 年度の上半期見込量の比較と、旧法体系から新体系への移行分を鑑みて伸び率を求め、毎年度の伸び率と仮定して、平成 26 年度まで見込んでいます。同行援護については、平成 23 年度現在、移動支援事業登録者数が 17 人、重度視覚障害者が 1 人いることを基礎数値にし、同行援護の伸び率も他の障害福祉サービスと同様と考え、毎年度の伸び率と仮定して、平成 26 年度まで見込んでいます。

#### ①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

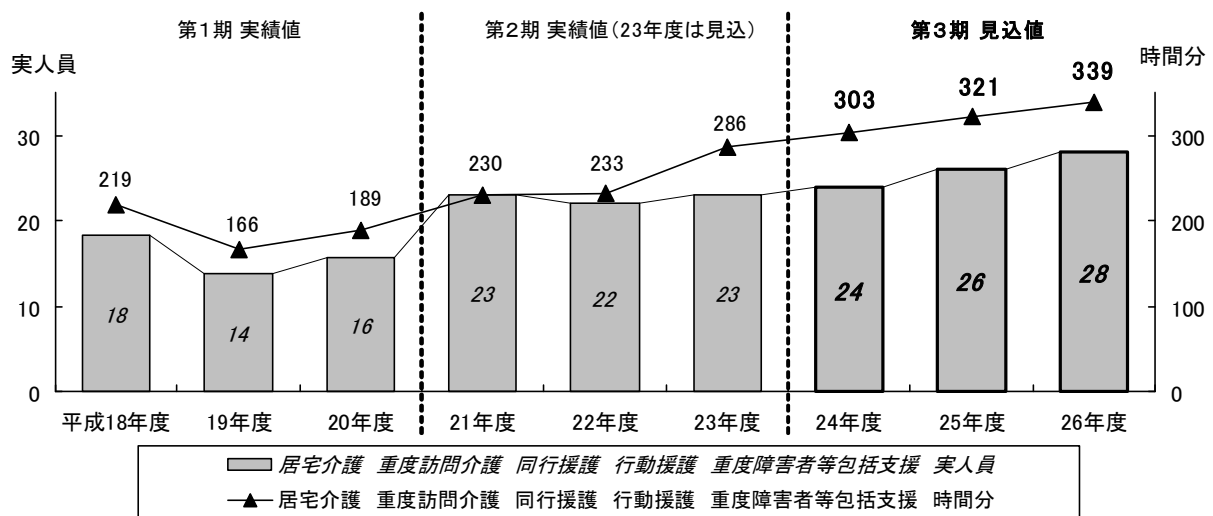
##### サービス内容と利用者像

居宅介護	内 容	従来のホームヘルプサービスで、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービス
	利用者像	障害の種類は問わず、障害程度区分が区分 1（要支援程度）以上の人
重度訪問介護	内 容	自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などの総合的なサービス
	利用者像	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する人
同行援護	内 容	外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス 【第 3 期において新設されたサービス】
	利用者像	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人
行動援護	内 容	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などのサービス
	利用者像	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人等であって、常時介護を要する人
重度障害者等 包括支援	内 容	居宅介護などの複数の包括的な障害福祉サービス
	利用者像	常に介護を必要とする人たちの中でも、介護の必要性がとて高い人（障害程度区分が区分 6（児童について区分 6 に相当する児）の極めて重度の障害のある人で、筋ジストロフィー・筋萎縮性側索硬化症（ALS）・重症心身障害（児）者・強度行動障害者等）

## 各年度の実績と見込み

(月当たり)

			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護(第3期) 重度障害者等包括支援	時間分	見込値	216	246	281	<b>303</b>	<b>321</b>	<b>339</b>
		実績値	<b>230</b>	<b>233</b>	<b>286</b>			
		進捗率	106.5%	94.7%	101.8%			
	実人員	見込値	18	20	23	<b>24</b>	<b>26</b>	<b>28</b>
		実績値	<b>23</b>	<b>22</b>	<b>23</b>			
		進捗率	127.8%	110.0%	100.0%			



## 大月市の訪問系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策

- (1) サービス提供体制に関しては、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (2) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや相談支援事業者が必要に応じて相互に情報交換を実施しているが、今後は、ケースごとの対応にとどまらず、継続的に情報交換を行うネットワークづくりに努めます。
- (3) 相談支援事業者の周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (4) 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域住民による新たな介護力の創出を目指します。

## (2) 日中活動系サービス

**見込量の考え方：**平成 22 年度実績と平成 23 年度の上半期見込量の比較と、旧法体系から新体系への移行分を鑑みて伸び率を求め、毎年度の伸び率と仮定して、平成 26 年度まで見込んでいます。就労移行支援事業については、伸び率に加えて、各年次の特別支援学校高等部卒業者のうち、就労希望者見込数を加算して見込んでいます。

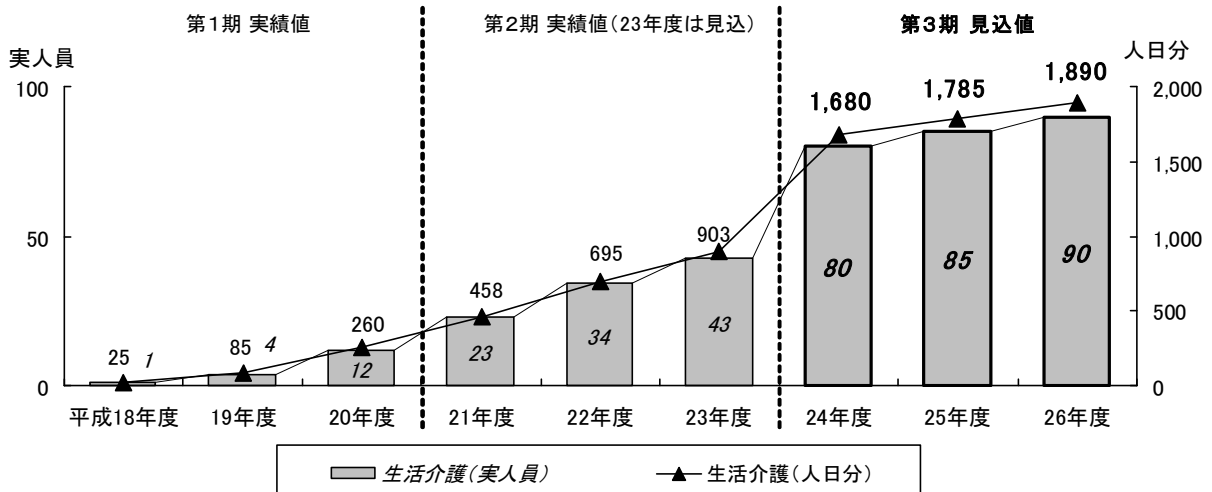
### ①生活介護

#### サービス内容と利用者像

内 容	主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供するサービス
利用者像	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 年齢が 50 歳未満の場合は、障害程度区分が区分 3（要介護 2 程度）（施設へ入所する場合は区分 4（要介護 3 程度））以上である人</p> <p>② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分が区分 2（要介護 1 程度）（施設へ入所する場合は区分 3（要介護 2 程度））以上である人</p>

#### 各年度の実績と見込み

		第2期			第3期			
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
生活介護	人日分	見込値	462	660	1,144	<b>1,680</b>	<b>1,785</b>	<b>1,890</b>
		実績値	<b>458</b>	<b>695</b>	<b>903</b>			
		進捗率	99.1%	105.3%	78.9%			
	実人員	見込値	21	30	52	<b>80</b>	<b>85</b>	<b>90</b>
		実績値	<b>23</b>	<b>34</b>	<b>43</b>			
		進捗率	109.5%	113.3%	82.7%			



## ②自立訓練（機能訓練）

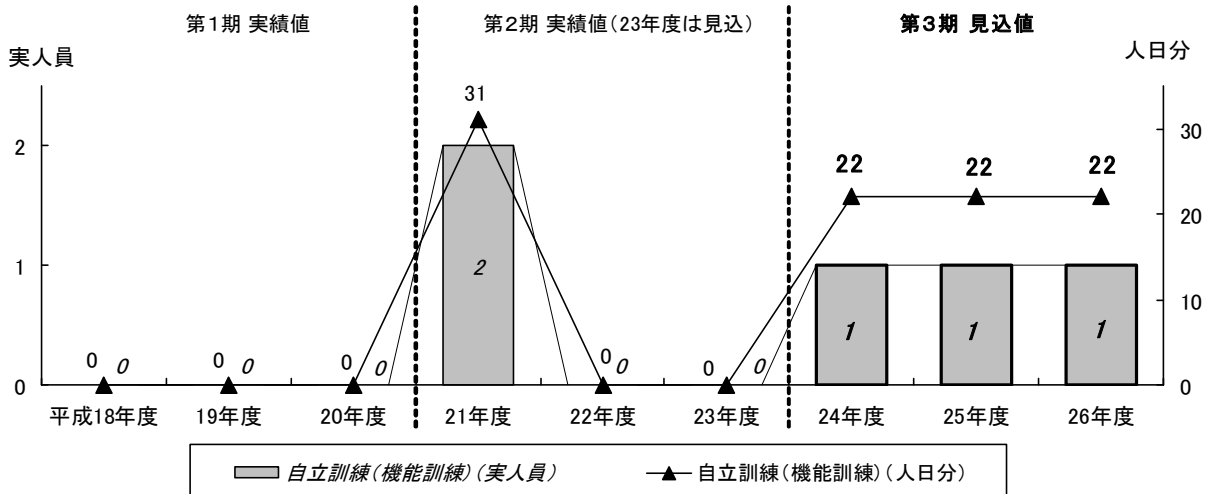
### サービス内容と利用者像

内 容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法士や作業療法士等による身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービス
利用者像	<p>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>② 盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 等</p>

### 各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
自立訓練 (機能訓練)	人日分	見込値	22	22	22	22	22	22
		実績値	31	0	0			
		進捗率	%	%	%			
	実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	0	0			
		進捗率	200.0%	0.0%	0.0%			



### ③自立訓練（生活訓練）

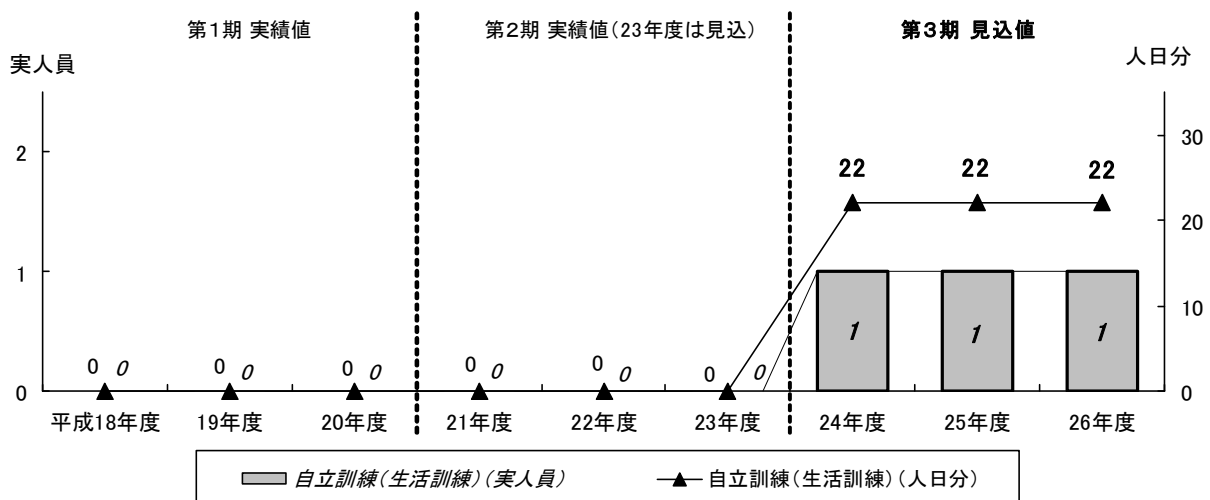
#### サービス内容と利用者像

内 容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援のサービス
利用者像	<p>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等</p>

#### 各年度の実績と見込み

(月当たり)

			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分	見込値	0	88	110	<b>22</b>	<b>22</b>	<b>22</b>
		実績値	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>			
		進捗率	—	0.0%	0.0%			
	実人員	見込値	0	4	5	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
		実績値	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>			
		進捗率	—	0.0%	0.0%			



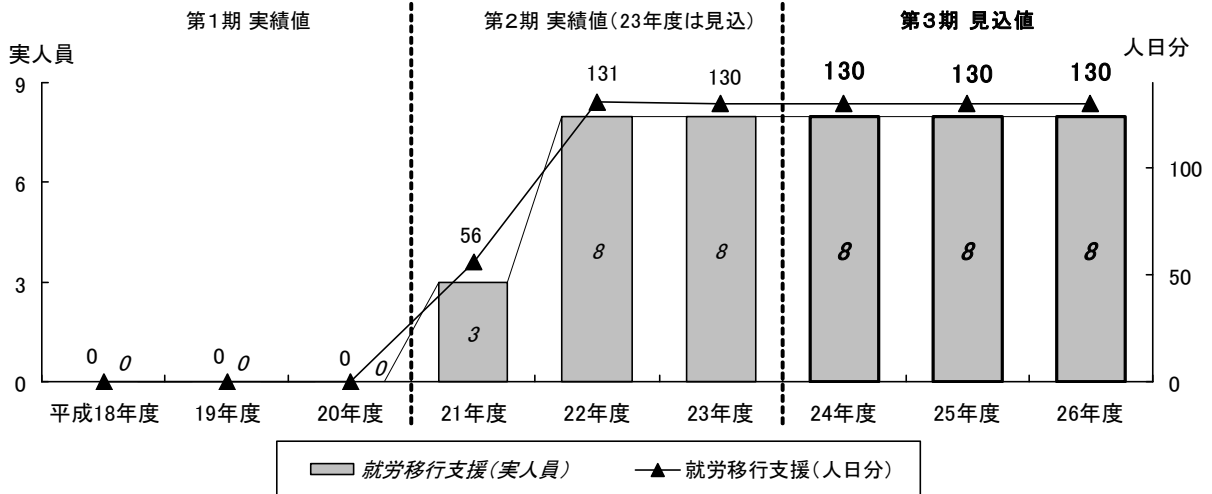
#### ④就労移行支援

##### サービス内容と利用者像

内 容	定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービス
利用者像	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の人 ① 企業等への就労を希望する人 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人

##### 各年度の実績と見込み

			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人日分	見込値	66	88	110	130	130	130
		実績値	56	131	130			
		進捗率	84.8%	148.9%	118.2%			
	実人員	見込値	4	7	11	8	8	8
		実績値	3	8	8			
		進捗率	75.0%	114.3%	72.7%			



## ⑤就労継続支援（A型）

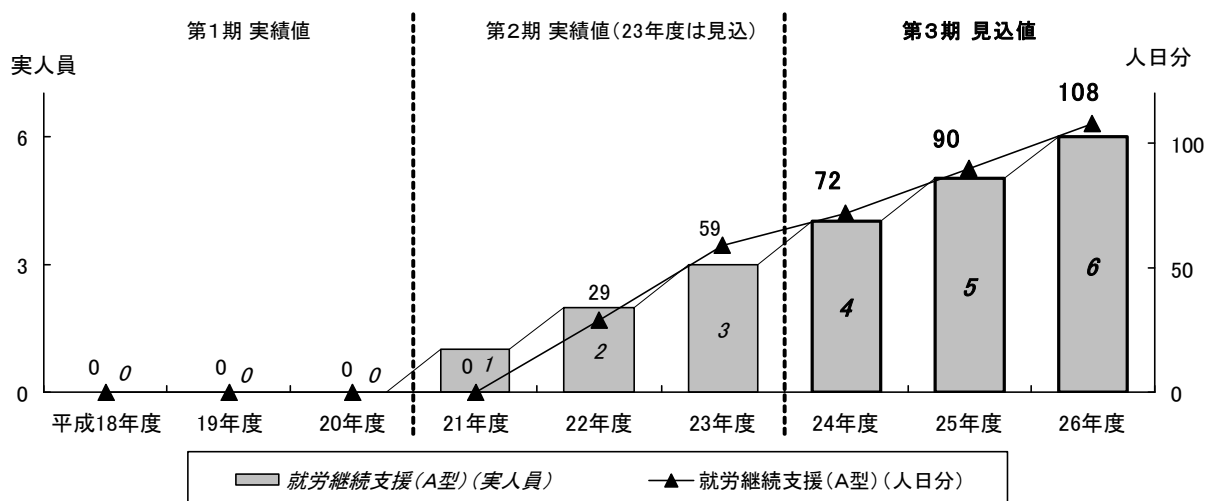
### サービス内容と利用者像

内 容	事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービス
利用者像	就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 盲・ろう・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人

### 各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
就労継続支援 (A型)	人日分	見込値	0	22	22	72	90	108
		実績値	0	29	59			
		進捗率	—	131.8%	268.2%			
	実人員	見込値	0	1	1	4	5	6
		実績値	1	2	3			
		進捗率	—	200.0%	300.0%			



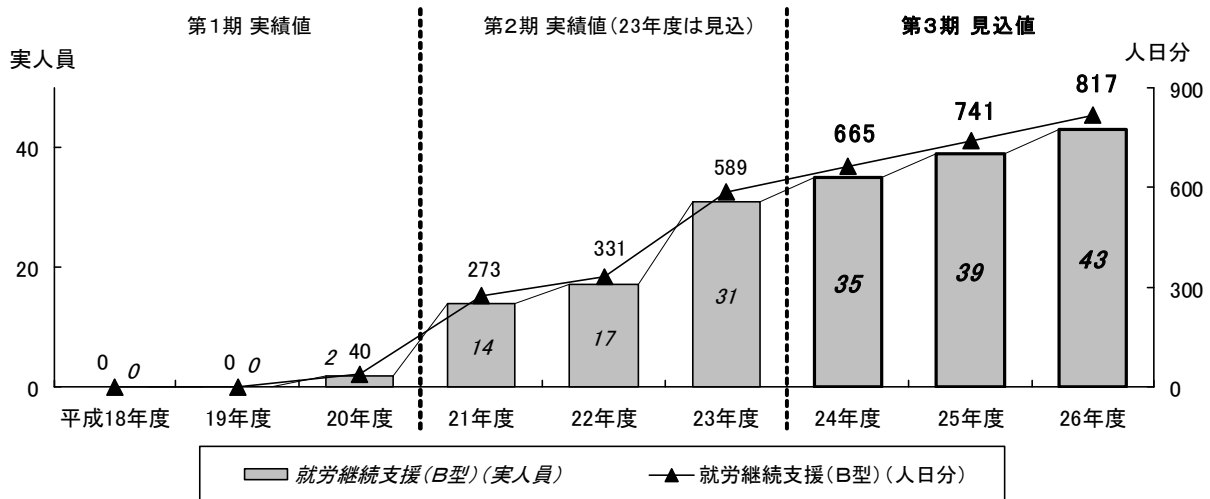
## ⑥就労継続支援（B型）

### サービス内容と利用者像

内 容	事業所への通所により就労の機会を提供（雇用契約は結ばない）し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービス
利用者像	就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人 ① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人 ③ 上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人

### 各年度の実績と見込み

			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続支援 （B型）	人日分	見込値	462	462	726	<b>665</b>	<b>741</b>	<b>817</b>
		実績値	<b>273</b>	<b>331</b>	<b>589</b>			
		進捗率	59.1%	71.6%	75.8%			
	実人員	見込値	21	21	33	<b>35</b>	<b>39</b>	<b>43</b>
		実績値	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>31</b>			
		進捗率	66.7%	81.0%	90.9%			



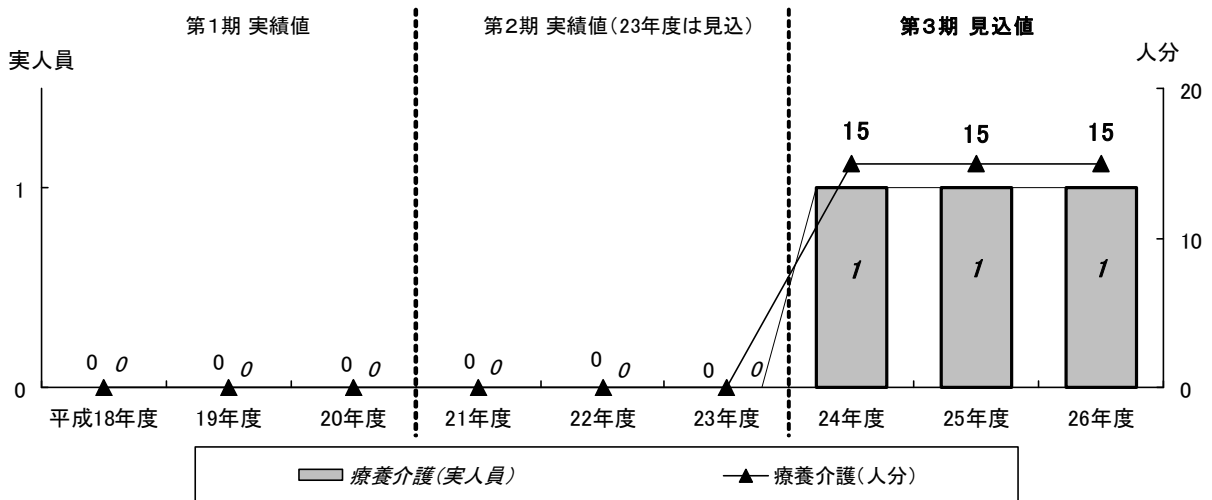
⑦療養介護

サービス内容と利用者像

内 容	主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等を行うサービス
利用者像	医療及び常時の介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人 ① 筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害程度区分が区分6（要介護5程度） ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5（要介護4程度）以上

各年度の実績と見込み

			(月当たり)					
			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	人分	見込値	0	0	0	15	15	15
		実績値	0	0	0			
		進捗率	—	—	—			
	実人員	見込値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0			
		進捗率	—	—	—			



## ⑧児童デイサービス

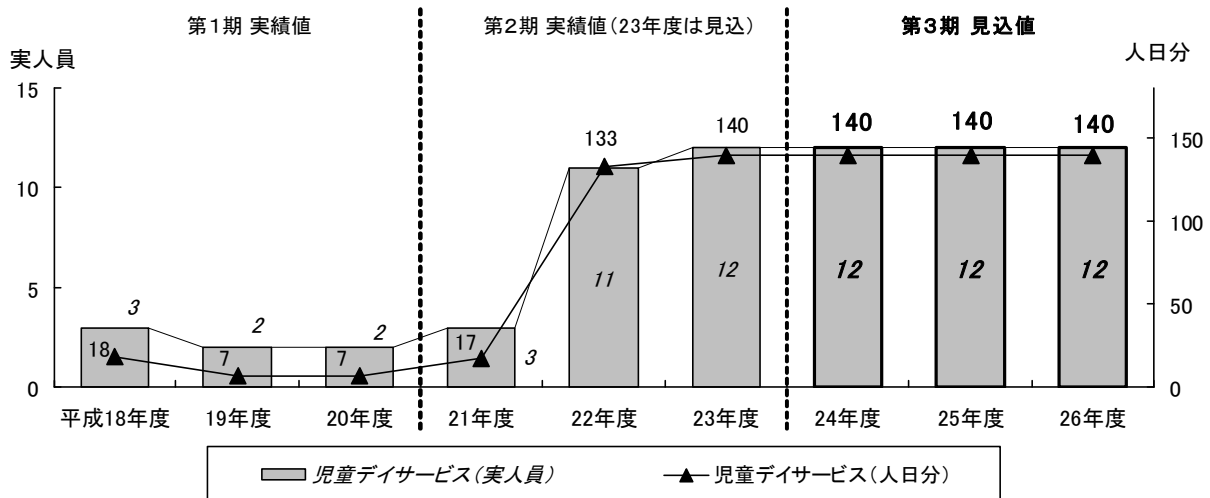
### サービス内容と利用者像

内 容	障害児施設などに通所して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービス
利用者像	療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童

### 各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
児童 デイサービス	人日分	見込値	7	7	7	140	140	140
		実績値	7	133	140			
		進捗率	100.0%	1900.0%	2000.0%			
	実人員	見込値	2	2	2	12	12	12
		実績値	3	11	12			
		進捗率	150.0%	550.0%	600.0%			



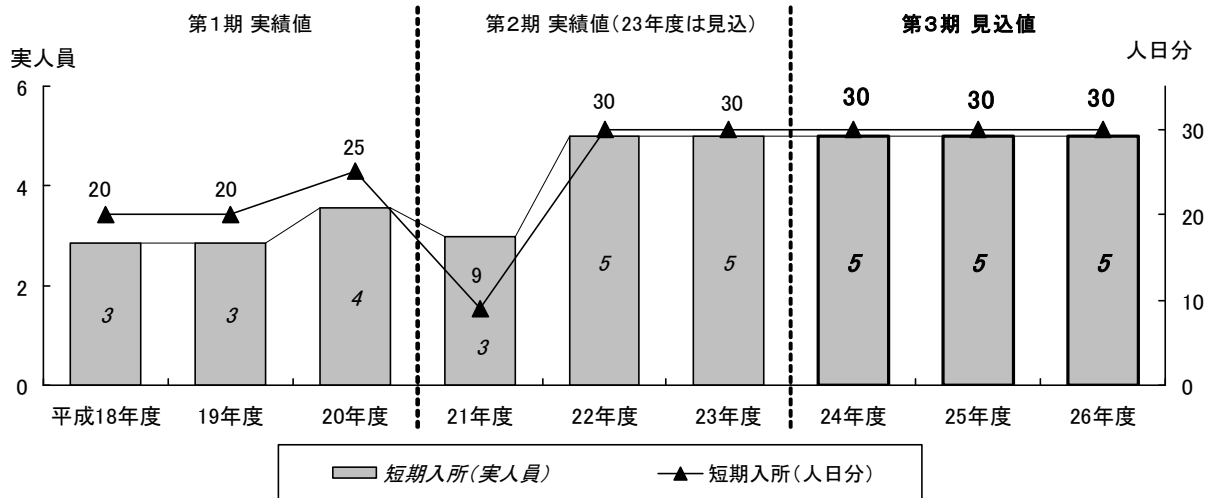
## ⑨短期入所

### サービス内容と利用者像

内 容	自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス
利用者像	介護者の病気等により、短期間の入所が必要な人

### 各年度の実績と見込み

		(月当たり)						
		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
短期入所	人日分	見込値	35	42	49	30	30	30
		実績値	9	30	30			
		進捗率	25.7%	71.4%	61.2%			
	実人員	見込値	5	6	7	5	5	5
		実績値	3	5	5			
		進捗率	60.0%	83.3%	71.4%			



## 大月市の日中活動系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策

- (1) 市内の福祉施設や事業所はもちろんのこと、周辺市町村に所在し、本市にサービス提供できる福祉施設や事業所等との連携を強め、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 山梨県との連携のもと、東部圏域での退院促進を推進し、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。
- (3) 利用者のニーズを把握してサービス量の推進を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- (4) 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、サービス提供事業者を受給者証確認の徹底の指導を行うとともに、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- (5) 県、障害者就業・生活支援センター\*、公共職業安定所（ハローワーク）、支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関と連携し、自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。

---

\*障害者就業・生活支援センター：就職や職場への定着にあたって、就業前における支援とあわせて生活面における支援が必要な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に実施する。

### (3) 居住系サービス

見込量の考え方：毎年の入所施設から地域移行する者及び退院可能障害者のうち、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)の利用見込者数の平均及び平成26年度までの地域移行者を勘案して見込んでいます。

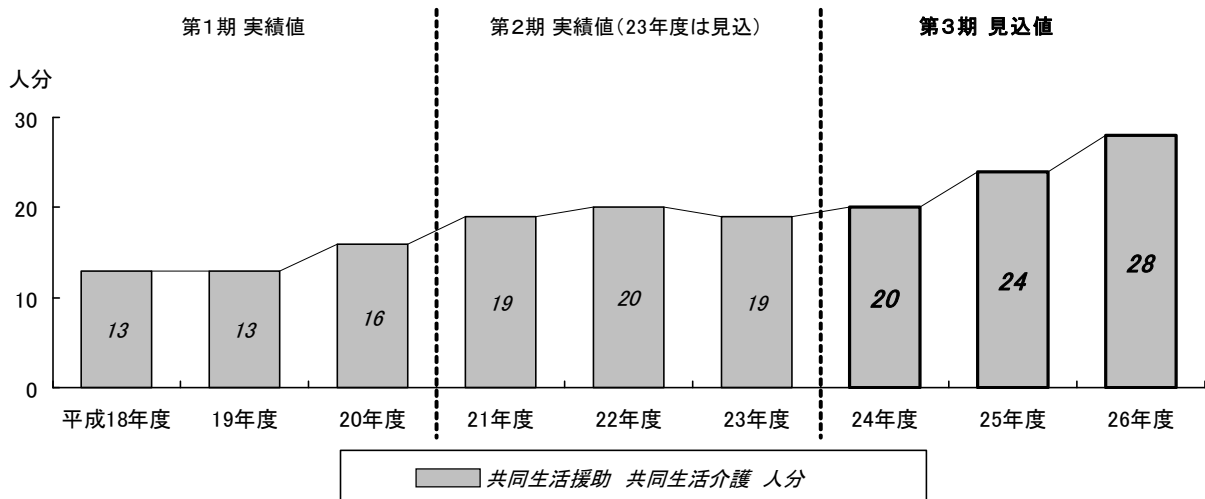
#### ①共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

##### サービス内容と利用者像

共同生活援助 (グループホーム)	内 容	家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービス
	利用者像	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人
共同生活介護 (ケアホーム)	内 容	家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービス
	利用者像	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分が区分2以上の人

##### 各年度の実績と見込み

		(月当たり)						
		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
共同生活援助 共同生活介護	人分	見込値	16	18	20	20	24	28
	実績値	19	20	19				
	進捗率	118.8%	111.1%	95.0%				



## ②施設入所支援（新体系のみ）

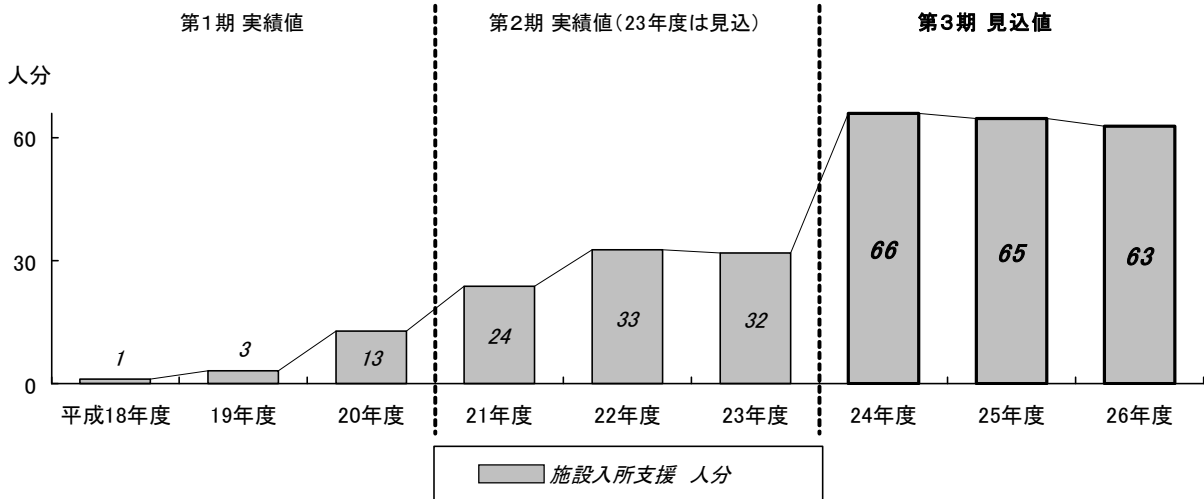
### サービス内容と利用者像

内 容	夜間や休日に、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行うサービス
利用者像	生活介護の利用者のうち障害程度区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者

### 各年度の実績と見込み

（月当たり）

		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
施設入所支援	人分	見込値	26	39	66	<b>66</b>	<b>65</b>	<b>63</b>
		実績値	<b>24</b>	<b>33</b>	<b>32</b>			
		進捗率	92.3%	84.6%	48.5%			



## 大月市の居住系サービスにおける必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、県及び東部圏域の市村と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、今後も推進・調整していきます。
- (2) 市内あるいは近隣市町村で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホーム等の設置を、継続的に働きかけていきます。
- (3) グループホーム・ケアホーム等の誘致・整備を促進するため、社会参加促進事業を推進していくことなどで、地域住民の障害のある人への理解を促します。
- (4) 入所者の決定には、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。
- (5) 東部圏域の市村や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

## (4) 相談支援

**見込量の考え方：**障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として見込んでいます。地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。

### ①相談支援

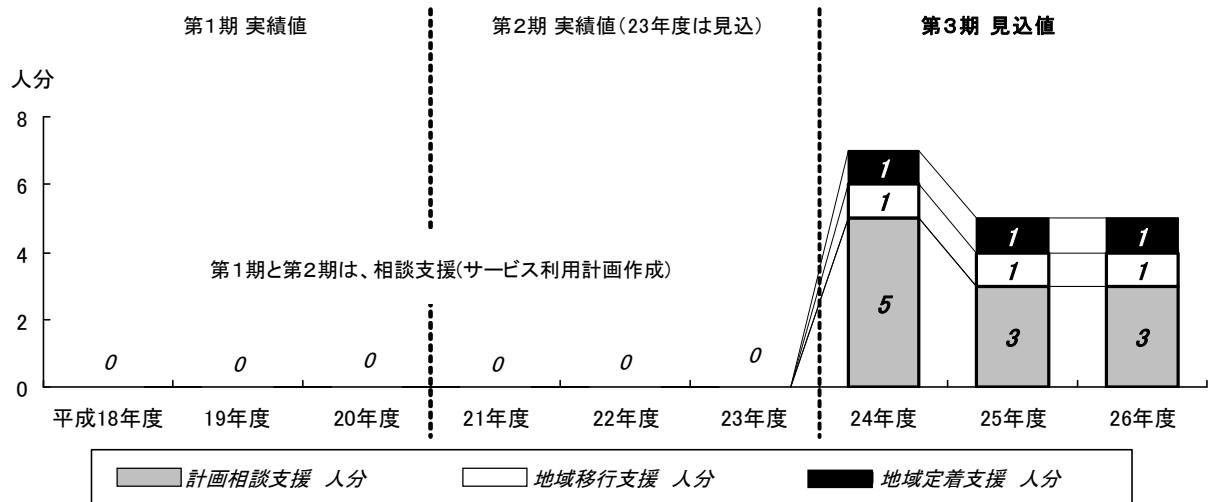
#### サービス内容と利用者像

計画相談支援		内 容	障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービス
		利用者像	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人または障害のある子ども
地域相談支援	地域移行支援	内 容	住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービス
		利用者像	障害者支援施設等に入所している障害のある人、または精神科病院に入院している精神障害のある人
	地域定着支援	内 容	常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービス
		利用者像	居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人

#### 各年度の実績と見込み

(月当たり)

		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
相談支援	人分	計画相談支援 見込値				5	3	3
		地域移行支援 見込値	1	1	2	1	1	1
		地域定着支援 見込値				1	1	1
		実績値	0	0	0			
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			



### 大月市の相談支援における必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメント\*の仕組みづくりなど体制の推進を図ります。
- (2) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

\*ケアマネジメント：一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな福祉・保健・医療などの資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

## 2 地域生活支援事業の見込み量と今後の方策

### (1) 地域生活支援事業の概要

#### 【目的】

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

#### 【事業内容】

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本市では以下の事業を、第3期計画における地域生活支援事業として実施します。

<b>必須事業</b>	相談支援事業	① 相談支援事業
	コミュニケーション支援事業	② 手話通訳*・要約筆記*派遣事業
	日常生活用具給付等事業	③ 日常生活用具給付等事業
	移動支援事業	④ 移動支援事業
	地域活動支援センター事業	⑤ 基礎的事業 / 機能強化事業
<b>その他の事業</b>		⑥ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 ⑦ 日中一時支援事業 ⑧ 社会参加促進事業 ⑨ 訪問入浴サービス事業 ⑩ 自動車改造費助成事業

#### 【利用者負担】

③日常生活用具給付等事業、④移動支援事業、⑦日中一時支援事業、⑨訪問入浴サービス事業については、利用者負担（1割負担）があります。それ以外の事業に関しては、利用者負担はありません。

#### 【見込量の考え方】

平成22年度実績と平成23年度の上半期見込量を用いて、毎年度の伸び率を勘案して、平成26年度まで見込んでいます。

\*手話通訳：音声言語・手話間、または異なる手話間（例えば国際手話と日本手話）を変換して通訳すること、またはその行為をする人（手話通訳者）自体をさす場合もある。

\*要約筆記：聴覚に障害がある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

## (2) 必須事業

### ① 相談支援事業

#### サービス内容と対象者

障害者 相談支援事業	内 容	<p>障害のある人、障害のある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護*のために必要な援助を行います。</p> <p>(1) 福祉サービスの情報提供や相談等、利用援助に関する業務                  (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務                  (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務                  (4) ピアカウンセリング*に関する業務                  (5) 権利の擁護のために必要な支援に関する業務                  (6) 専門機関の紹介に関する業務</p> <p>また、障害者相談支援事業を効果的に実施するために、東部圏域自立支援協議会*が設置されており、主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどを行います。</p>
	対 象 者	障害のある人、障害のある人の保護者や介護者

#### 各年度の実績と見込み

(箇所)

		第2期			第3期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者相談支援事業	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			

#### 必要な見込み量確保のための方策等

- (1) 公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、東部圏域自立支援協議会の充実を図ります。

\*権利擁護：社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

\*ピアカウンセリング：障害のある人が自らの体験等に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと。

\*自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

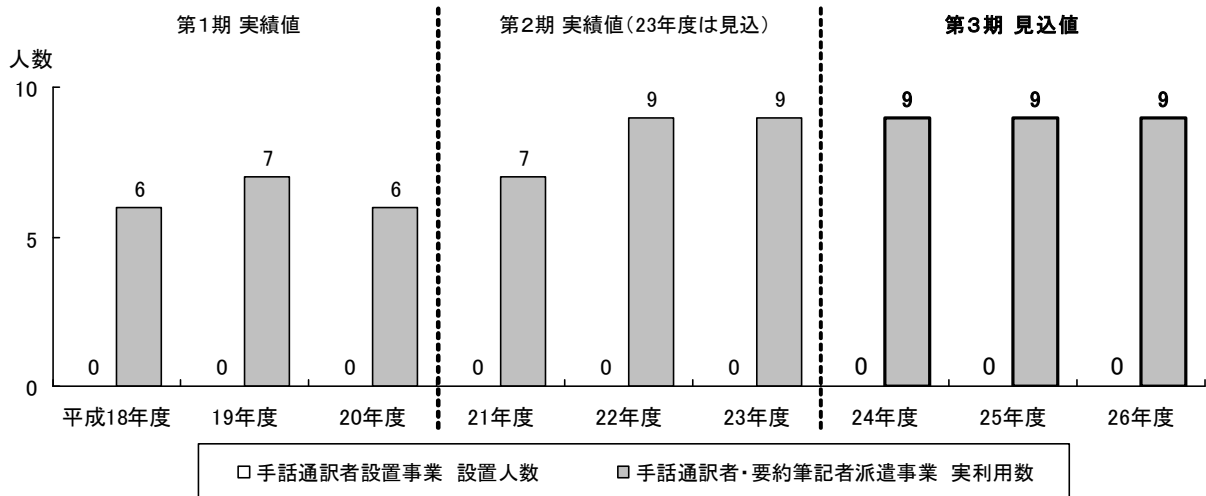
## ② コミュニケーション支援事業

### サービス内容と対象者

内 容	手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。
対 象 者	聴覚障害、及び音声または言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人

### 各年度の実績と見込み

			(年当たり)					
			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者 設置事業	見込値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
		進捗率	—	—	—			
	手話通訳者 及び 要約筆記者 派遣事業	見込値	7	7	7	9	9	9
		実績値	7	9	9			
		進捗率	100.0%	128.6	128.6%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 本市単独で手話通訳者の設置は財政的にも難しいため、第3期計画期間においても実施は見込んでいません。また、手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託して実施していきます。
- (2) コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (3) 手話通訳者等を必要とする聴覚障害者等の把握に努め、障害者手帳を交付する際に、サービスの内容等を丁寧に説明し、利用の促進を図ります。

### ③ 日常生活用具給付等事業

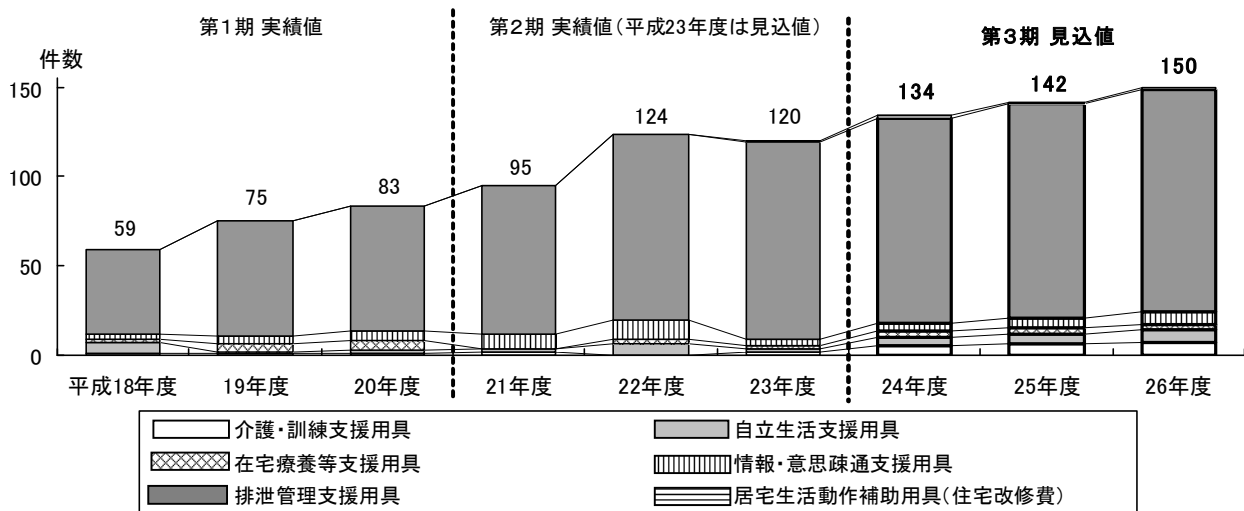
#### サービス内容と対象者

内 容	障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。
	介護訓練支援用具：身体介護を支援する用具 自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具 住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
対 象 者	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者で、当該用具を必要とする人

#### 各年度の実績と見込み

(年当たり)

日常生活用具給付事業	合 計 (件数)		第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
			見込値	83	83	83	134	142
	実績値	95	124	120				
	進捗率	114.5%	149.4%	144.6%				
①介護・訓練支援用具	第2期は 実績値  第3期は 見込値	2	0	2	5	6	7	
②自立生活支援用具		2	6	2	5	6	7	
③在宅療養等支援用具		0	3	1	3	3	3	
④情報・意思疎通支援用具		8	11	4	5	6	7	
⑤排泄管理支援用具		83	104	110	115	120	125	
⑥住宅生活動作補助 (住宅改修費)		0	0	1	1	1	1	



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 日常生活用具の利用希望者の把握に努め、サービスを必要としている重度の障害のある人に、適切な用具が給付できるよう、日常生活用具の情報提供に努めます。特に、障害者手帳交付時に、障害状況を把握して、対象者への周知を図ります。また、事業者に対しても情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

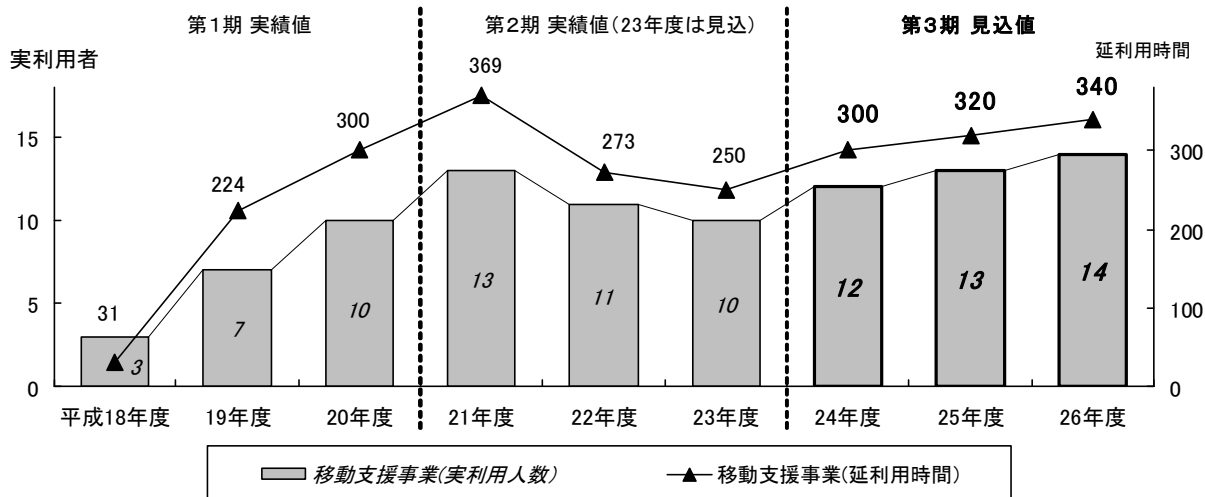
### ④ 移動支援事業

#### サービス内容と対象者

内 容	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。移動支援には、個別支援とグループ支援があり、目的に応じて利用することができます。
対 象 者	障害のある人で、本市が外出時に移動の支援が必要と認めた人

#### 各年度の実績と見込み

						(月当たり)		
			第2期			第3期		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	実利用者数	見込値	13	16	19	12	13	14
		実績値	13	11	12			
		進捗率	100.0%	68.8%	63.2%			
	延利用時間	見込値	416	512	608	300	320	340
		実績値	369	273	300			
		進捗率	88.7%	53.3%	49.3%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (2) 受給者証交付時に聴き取りを行うなどして状況把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- (4) より円滑に移動支援事業を展開できるよう、必要に応じて、東部地区福祉有償運営協議会を開催していきます。

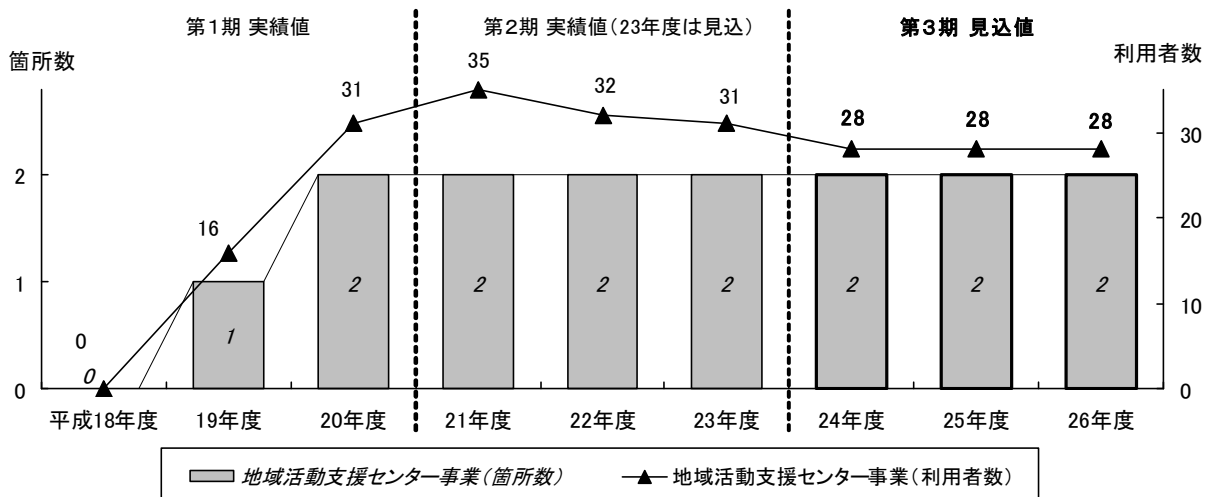
## ⑤ 地域活動支援センター事業

### サービス内容と対象者

内 容	通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供して、障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。 基礎的事業：利用者に対し創作的作業、生産活動の機会の情報提供 機能強化事業：通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業
対 象 者	医師により発達に障害があると診断された人を含む障害のある人で、地域において就労及び雇用されることが困難な人

### 各年度の実績と見込み

		(月当たり)						
		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
地域活動支援センター事業	箇所数	見込値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用者数	見込値	31	31	31	28	28	28
		実績値	35	32	31			
		進捗率	112.9%	103.2%	100.0%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障害の特性に合わせた活動を提供し、地域生活を送っている障害のある人がより多く地域活動支援センターに通うことができるよう努めます。

### (3) その他の事業

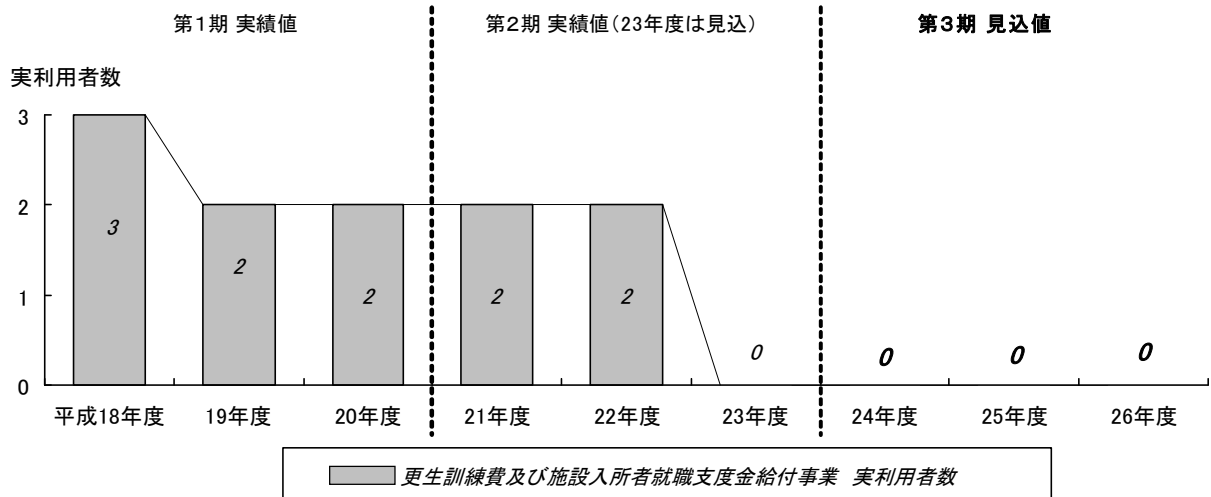
#### ⑥ 更生訓練費及び施設入所者就職支度金給付事業

##### サービス内容と対象者

内 容	身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障害者の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。また、更生訓練を終了し、就職または自営により施設を退所することになった障害者に施設入所者就職支度金を給付します。
対 象 者	更生訓練費は、施設において、自立訓練または就労移行支援を受けている人 施設入所者就職支度金給付は、更生訓練終了、または就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職もしくは自営により施設を退所することになった人

##### 各年度の実績と見込み

		第2期			第3期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
更生訓練費及び施設入所者就職支度金給付事業	見込値	2	2	2	0	0	0
	実績値	2	2	0			
	進捗率	100.0%	100.0%	0.0%			



##### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 更生訓練費の対象者は見込まれていませんが、対象者が生じた際は、障害福祉サービス事業所の就労移行支援事業、自立訓練事業への移行を支援します。
- (2) 施設入所者就職支度金給付事業についても対象者見込まれていませんが、対象者が生じた際は、雇用支援やハローワークとの連携により就労移行を進めるよう事業者に対して、働きかけます。

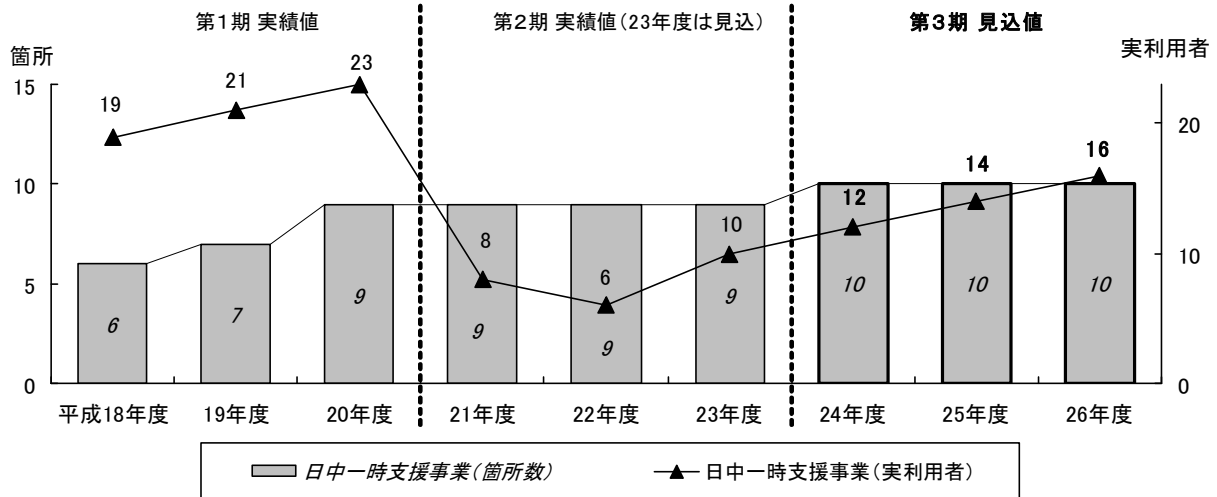
## ⑦ 日中一時支援事業

### サービス内容と対象者

内 容	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
対 象 者	日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と、本市が認めた障害のある人

### 各年度の実績と見込み

		(月当たり)						
		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
日中一時支援事業	箇所数	見込値	9	9	9	10	10	10
		実績値	9	9	9			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
	実利用者数	見込値	25	27	29	12	14	16
		実績値	8	6	10			
		進捗率	32.0%	22.2%	34.5%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 市のホームページや広報紙などを通じて、サービスの周知を図るとともに、申請時に状況の聴き取りを行うなどして、利用者のニーズの把握に努めます。

## ⑧ 社会参加促進事業

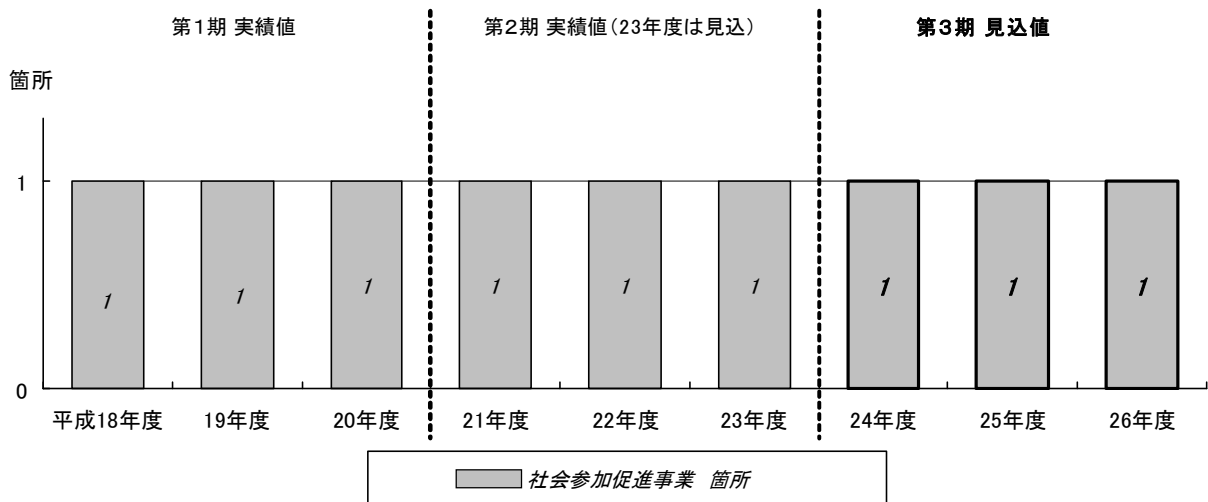
### サービス内容と対象者

内 容	スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。
対 象 者	障害のある人とその家族

### 各年度の実績と見込み

(箇所)

		第2期			第3期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
社会参加促進事業	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障害のある人の社会参加を促進することを目的に、大月市社会福祉協議会に委託して実施しています。第3期計画においても、本事業を継続実施するとともに、より多くの障害のある人が参加できるよう、事業の推進を図ります。
- (2) 利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

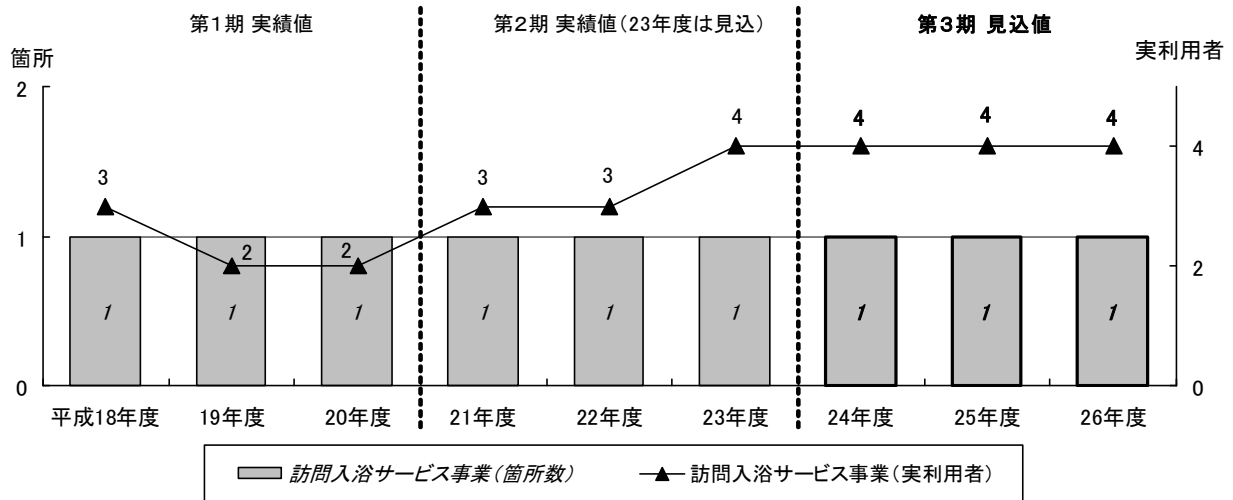
## ⑨ 訪問入浴サービス事業

### サービス内容と対象者

内 容	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
対 象 者	居宅において、入浴が困難な在宅の身体障害者（児）

### 各年度の実績と見込み

		(月当たり)						
		第2期			第3期			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問入浴 サービス 事業	箇所数	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
	実利用者数	見込値	2	2	2	4	4	4
		実績値	3	3	4			
		進捗率	150.0%	150.0%	200.0%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居宅における身体障害者（児）の生活を支援することを目的に、大月市社会福祉協議会に委託して実施しています。第3期計画においても、訪問入浴サービス事業を継続実施するとともに、利用者のニーズの把握に努めます。

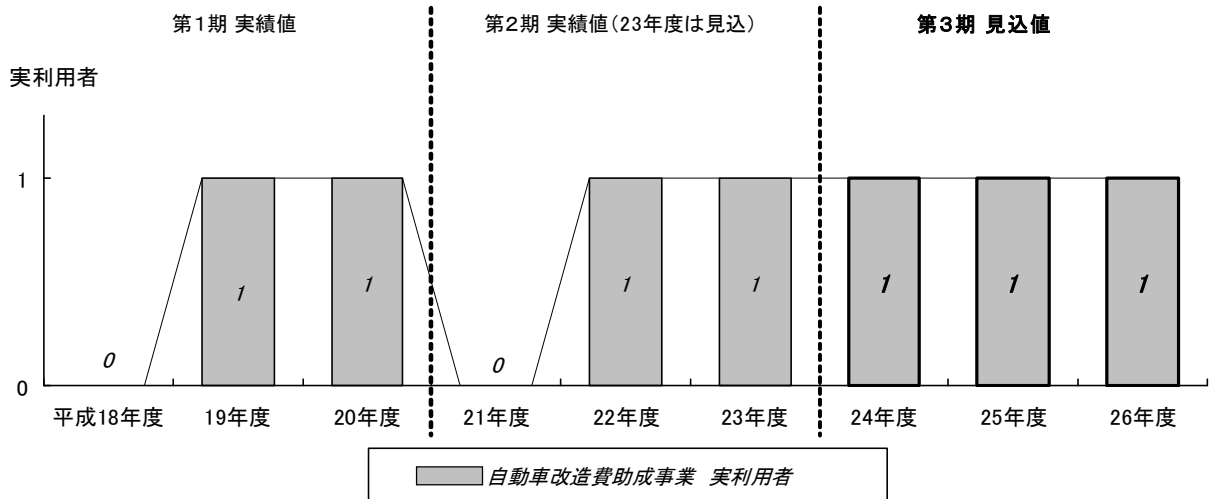
## ⑩ 自動車改造費助成事業

### サービス内容と対象者

内 容	身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている満 18 歳以上の肢体不自由者であって、障害の程度が 1 級または 2 級の者（所得制限あり）

### 各年度の実績と見込み

		第2期			第3期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車改造費助成事業	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1			
	進捗率	0.0%	100.0%	100.0%			



### 必要な見込み量確保のための方策

- (1) 市のホームページや広報紙などを通じて、サービスの周知に努めるとともに、適正な事業運営を今後も進めていきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 障害福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障害のある人の自立支援をさらに促進するために、以下に掲げる施策を展開し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

#### ① 支給決定の公正・公平性に努めます。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用するには、18歳以上の障害のある人については障害程度区分の認定（区分1～6）を受けて、支給決定（サービス受給者証の発行）を行うことが必要です。その際に不服が生じないように、公正・公平性を確保することが重要です。それぞれの状態に適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施を図るため、対象者の日頃の状態を把握している家族等から、認定審査の際に聞き取りを十分に行うとともに、東部圏域連合障害区分認定審査会に対しては情報提供を実施していきます。

また、障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、山梨県障害者介護給付費等不服審査会に審査請求ができることの周知を行うとともに、審査判定における困難事例等を県に照会し、より適正な判定の実施に努めます。

#### ② サービス提供事業者の質の向上及び人材の育成を促進・支援します。

本市に障害福祉サービスを提供している事業所は、市内の事業所だけではなく、市外の事業所も多く参入しています。利用者が適切なサービスを選択できるよう、東部圏域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

また、障害者自立支援法では三障害共通基盤でのサービス展開となりますので、支援を担う事業者の人材は、幅広い知識と同時に専門性も求められます。そのため、専門的技術の習得の研修などの情報提供を行います。

#### ③ 利用者負担の軽減策を継続して実施します。

障害者自立支援法では、サービス利用料は負担額の1割を超えない範囲内での応能負担を基本とし、食事についても実費で、利用者に負担を求めることとなっています。しかし、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることをないように、大月市の判断によって実施される地域生活支援事業のその他の事業の一部においても、自立支援給付と同様に、所得に応じた負担上限額を設定するなど、負担能力を適切に反映した仕組みづくりに努めるとともに、単価や利用者負担については、近隣市町村との格差が生じないように、東部圏域自立支援協議会で意見交換を図っていきます。

#### ④ 相談体制の強化を図ります。

現在、本市では、障害のある人の相談窓口としての福祉課をはじめ、高齢者福祉については地域包括支援センターなどで、幅広く市民の福祉に関する相談に対応しています。今後もより身近な相談機関となるよう相談窓口の周知を図るとともに、機能の充実に努めます。

また、医療等の専門的な内容や広域対応が求められる内容で、庁内窓口だけでは対応できない相談については、適切な部署や関係機関につなぐなど、きめ細かな対応に努めます。

#### ⑤ 就労支援の強化を図ります。

障害のある人の就労支援の強化が重要課題となっています。経済情勢を考慮しながら、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、市内の民間企業に障害の特性や障害のある人の生活・就労の実態を知ってもらうための啓発活動を通じて、障害のある人の雇用に対する理解の促進を図ります。

#### ⑥ ケアマネジメント体制の強化を図ります。

障害の種類や程度、またライフステージや生活環境等により、障害のある人が必要としているサービスのニーズはそれぞれ異なります。障害のある人が自立した社会生活を送ることができるよう、障害のある人の意向を尊重したケアマネジメント体制の確立に努めます。

#### ⑦ サービス利用を支援し、権利擁護を推進します。

障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の体制・仕組みの周知に努めます。

また、判断能力に不安のある知的障害者や精神障害者等が、財産管理や在宅サービスの利用などで当人に不利な契約を結ぶことがないよう、権利の擁護のために必要な支援についても周知徹底に努めます。

さらに、障害のある人に対する虐待については、東部圏域自立支援協議会でケース検討を行うとともに、都留児童相談所等の地域関係機関と連携し、虐待防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。

## ⑧ 障害福祉サービス等に関する情報提供を充実します。

障害者自立支援法が施行されて5年が経過しますが、その運用については随時見直しが進められているため、サービスの利用にあたっては、障害のある人やその家族が正確な情報を迅速に入手することが重要になっています。

そのため、保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害のある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報や各種パンフレット、市のホームページ等を通じて、各種障害福祉サービス等についての適切な情報提供に努めます。

また、民間事業者への情報提供にも努め、多様なサービス供給主体の事業参入の促進を図ります。

## ⑨ 障害理解に関する啓発活動を展開します。

障害者自立支援法に基づき、障害のある人が就労や社会参加を行い、地域で自立した生活を送るためには、市民の障害のある人への理解が必要不可欠です。

「大月市第2次障害者福祉計画」では、“ノーマライゼーション\*の理念”を大前提とし、「障害のある人の主体性・自立性」及び「人と人との支え合い」を重視したテーマとして『ともに生きる喜びを共有できるまち おおつき』を掲げています。

市民にノーマライゼーション理念が浸透するための啓発を引き続き実践し、「大月市第2次障害者福祉計画」の理念に基づく施策を着実に展開していきます。

## 2 進捗状況の管理と評価

第3期計画の推進に当たり、各年度において、平成26年度の目標数値（施設入所者の地域生活への移行、障害のある人の一般就労への移行、就労支援事業の推進）に対する達成度等を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を講じていく必要があります。

このような事業の実施状況の確認等にあたっては、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者及び障害者団体と連携して取り組みます。

---

\*ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障害者も健常者も、あらゆる人々がともに暮らし、ともに生きるような社会が正常であるとして、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。